

新型コロナウイルス感染症に関する融資制度の拡充について

日本政策金融公庫（略称：日本公庫）は、「新型コロナウイルス感染症対策本部」による「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策（第2弾）」の発表に伴い、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業・小規模事業者の皆さま向けに融資制度を以下のとおり拡充し、令和2年3月17日より本制度によるご融資を開始します。すでにご相談を受け付けておりますので、お気軽にご相談ください。

主な制度拡充内容

【取扱事業：国民生活事業（国民）、中小企業事業（中小）】

新型コロナウイルス感染症特別貸付」の創設（国民・中小）

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的に業況の悪化を来している方を対象として、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」を創設

○令和2年1月29日以降にご利用いただいている方におかれましては、一定の要件に該当すれば、ご融資後であっても、ご融資時に遡って「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の融資条件を適用することができます。

○新型コロナウイルス感染症特別貸付の概要

ご利用いただける方	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的に業況悪化を来している方であって、次の（1）又は（2）のいずれかに該当し、かつ、中長期的に業況が回復し発展することが見込まれる方 （1）最近1カ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方 （2）業歴3カ月以上1年1カ月未満の場合は、最近1カ月の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少している方 ① 過去3カ月（最近1カ月を含みます。）の平均売上高 ② 令和元年12月の売上高 ③ 令和元年10月から12月の平均売上高		
お使いみち	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金		
融資限度額 (いずれも別枠)	国民生活事業	6,000万円	
	中小企業事業	3億円	
ご返済期間 (うち据置期間)	設備資金 20年以内（5年以内） 運転資金 15年以内（5年以内）		
利率（年） (注1)	国民生活事業	3,000万円以内の部分 (注2)	当初3年間：基準利率-0.9% 3年経過後：基準利率
		3,000万円を超える部分	基準利率
	中小企業事業	1億円以内の部分 (注2)	当初3年間：基準利率-0.9% 3年経過後：基準利率
		1億円を超える部分	基準利率
担保	無担保		

(注1) 基準利率は、災害発生時の融資制度に適用される利率（融資期間に応じた所定の利率）が適用されます。主な貸付利率は日本公庫HPをご覧ください。

(注2) 一部の対象者については、基準利率-0.9%の部分に対して別途決定される実施機関から利子補給が実施され、当初3年間が実質無利子となる予定です。